

川俣町国土強靱化地域計画

川俣町

令和 2 年 11 月

(令和 5 年 3 月改訂)

目次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 基本的な考え方

1 計画の基本目標	2
2 事前に備えるべき目標	2
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	3

第3章 川俣町の地域特性

1 地域特性	4
2 川俣町における主な自然災害のリスク	5

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	7
2 評価結果	10

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定	11
2 推進方針の具体的内容	11
1 直接死を最大限防ぐ	12
1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	12
1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	23
1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生	25
1-4 暴風雪及び豪雪等による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	30

2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	31
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	31
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	34
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	35
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺	37
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	40
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	40
3	必要不可欠な行政機能は確保する	41
3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱	41
3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	41
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	43
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止	43
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	44
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	45
5	町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	47
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	47
5-2	食料の安定供給の停滞	49
5-3	異常渇水等により用水の供給の途絶	49
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	50
6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	50
6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	52
6-3	陸・海・空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態	54
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	56
7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生	56
7-2	有害物質の大規模拡散・流出	56
7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	56
7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃	59

8	町及び地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	61
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	61
8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	62
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	63
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	64
8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響	64

第6章 計画の推進

1	進捗体制	65
2	進捗管理及び見直し	65

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波（以下、「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害をもたらした。

また、津波に端を発する東京電力福島第一原子力発電所事故によって、福島県沿岸及び内陸部に高濃度の放射性物質が飛散し、地域住民の財産や雇用といった生活基盤が奪われた。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組が整備された。また、県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画（以下、「県計画」という。）」を策定した。

東日本大震災から得た教訓を踏まえて本町では、防災マップの配布や川俣町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の改定等を行ってきた。今後のあらゆるリスクに対して「強くしなやかな町づくり」の推進のために川俣町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「第6次川俣町振興計画」との整合性を図りつつ、「川俣町地域防災計画」を始めとする各分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として位置付ける。

3 計画の期間

本計画の対象期間は策定から令和9年度までとする。

また、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを実施するものとする。

第2章 基本的な考え方

1 計画の基本目標

基本法第8条の基本方針の規定に基づき、本町の強靱化を推進する上で、本計画においても4項目を定める。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するために、事前に備えるべき目標として8つの項目を定める。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 町及び地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な策定方針

国の国土強靱化理念、基本計画及び県計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

（１）強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因についてあらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、町、町民、民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」「共助」「公助」の取組を推進し、地域防災の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

（３）効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業、交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

（５）持続可能な開発目標（SDGs）等の国際約束の達成に向けた施策の推進

- SDGs に関する取組を総合的かつ効果的に推進するために国が定めた「SDGs 実施指針」の優先課題である「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」を踏まえ、各施策を推進する。加えて、気候変動に伴ってリスクの増大が懸念される水災害や土砂災害等の自然災害に備えるために総合的な対策を促進させ、気候変動の適応策に寄与する。
- また、平成 27 年に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」による「よりよい復興」や「災害リスクに対する予防的アプローチ」を施策プログラムにおいて実施することによって、仙台防災枠組の成果に貢献する。

第3章 川俣町の地域特性

1 地域特性

(1) 位置及び面積

本町は、福島県の中通り北部に位置し、阿武隈山地西斜面の丘陵地にあり、東は相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接し福島市の南東 24 k m、県都周辺の主要な拠点地区となっている。また、総面積は、127.70 k m²である。

(2) 地勢

平地の割合が少なく、東に阿武隈山系の花塚山、高太石山、白馬石山、南に口太山、木幡山、北に女神山を擁する起伏の多い町である。

また、主な河川は、町の中央を北流する広瀬川、口太山に源を発する口太川、花塚山に源を発する三百川、女神山に源を発する女神川等がある。

(3) 気象

阿武隈山地にはさまれた盆地のため、内陸性気象の特徴を示す。春は、低気圧の通過が頻繁にあり、天気の変化が激しく、発達した低気圧の通過に際して一時、雪や風が強まる。

梅雨期は、冷涼の日が続く、後半には降ひょうや大雨が見られる。

7月下旬から8月上旬にかけて高温多湿が続く局所的な雷雨が見られる。8月下旬には、高気圧は衰え前線が南下してくるので、雲が多く暑さも幾分和らぐが、残暑は厳しい。また、前線に伴う雷雨あるいは台風の接近によっては大雨による被害が起きやすい。9月に入ると曇りや雨の日が比較的多く、強い台風の接近や通過によっては暴風雨となり重大な災害が懸念される。

11月半ばから冬型の気圧配置となり、季節風が吹き出して気温は急降し、初雪が見られる。また、西高東低の気圧配置が続く、季節風が比較的強く、晴天が続く。この季節風による積雪は少ないが、強風による害も見られ、低気圧が太平洋側を通る時は一時的ながら大雪が降ることがある。

(4) 人口

○人口分布

本町の人口（令和 3 年 10 月 1 日現在の人口）は 11,843 人であり、昭和 30 年に 1 町 7 か村が合併して現在の町が発足して以来、減少傾向にある。（国勢調査、現住人口調査から作成）

○高齢者など要配慮者の人口

令和 3 年 4 月現在の本町の高齢化（65 歳以上）率は、41.8%と県平均の 32.2%を 9.6 ポイント上回っている。

また、令和 3 年 4 月 1 日現在の町の外国人登録者数は 150 人である。（住民基本台帳から抜粋）

(5) 道路及び交通

道路は町内を東西に国道 114 号線、主要地方道の原町川俣線が走り、県都と太平洋沿岸を結び、南北に国道 349 号線が縦断している。

なお、鉄道はない。

2 川俣町における主な自然災害のリスク

(1) 地震

○直下型地震

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部があり、直下型地震のリスクがある。

○海溝型地震

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるため、比較的地震の発生頻度が高い地域である。また、隣接県沖で発生した地震の場合でも被害を受ける可能性がある。

〈主な既往災害〉

- ・昭和 53 年 6 月 12 日午後 5 時 14 分
宮城県沖マグニチュード 7.4 福島市、仙台市等で震度 5
- ・平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分
三陸沖マグニチュード 9.0 町内震度 6 弱（東北地方太平洋沖地震）

- ・令和3年2月13日

福島県沖マグニチュード7.3 町内震度6弱

- ・令和4年3月16日

福島県沖マグニチュード7.4 町内震度5強

(2) 豪雨、暴風雨（風水害、土砂災害）

本町の河川は、町の中央を北流する広瀬川を始めとする、口太川、女神川、高根川、三百川、田代川、長滝川、小谷沢川の8つの一級河川があり、これらは大雨による洪水及び土砂災害のリスクを抱えている。

〈主な既往災害〉

- ・令和元年10月12日から10月13日

令和元年東日本台風（台風第19号）

(3) 雪害

本町は豪雪地帯特別措置法による豪雪地帯の指定はされていないが、記録的な豪雪により交通麻痺等が発生した事例がある。

〈主な既往災害〉

- ・昭和55年12月24日から

東北地方から近畿地方までを襲った記録的な豪雪であった。

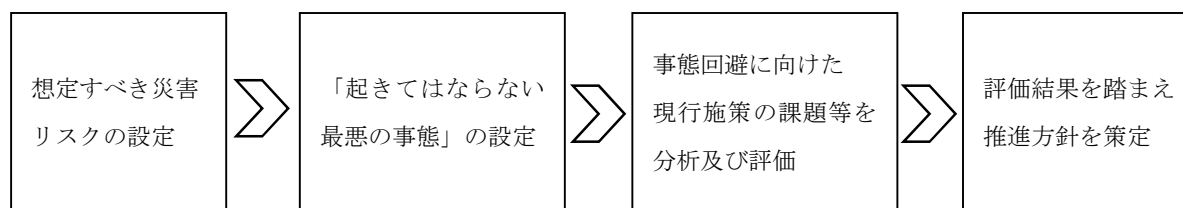
- ・平成26年2月14日から2月16日

関東甲信越及び東北地方で記録的な大雪となった。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害に対して強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題及び弱点を洗い出し、現行施策について分析及び評価するものであり、本町の強化に必要な施策の推進方針を策定するために必要なプロセスとして次の枠組みにより実施した。



(1) 本計画の対象とする災害リスク

各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、過去に発生した自然災害及び本町の地域特性を勘案して次の3つを想定した。

- ①地震
- ②豪雨・暴風雨（風水害・土砂災害）
- ③雪害

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本町の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪等による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質・エネルギー供給機能の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・救援が遅れる事態

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
5	町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料の安定供給の停滞
		5-3	異常渇水等により用水の供給の途絶
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	陸・海・空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ・天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	町及び地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響

（３）施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として 11 項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（11 項目）	
①	行政機能・消防等
②	住宅・都市
③	保健医療・福祉
④	ライフライン・情報通信
⑤	経済・産業
⑥	交通・物流
⑦	農林
⑧	環境・気候変動
⑨	国土保全・土地利用
⑩	リスクコミュニケーション
⑪	長寿命化対策

（４）評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を担当部署において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムを整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 評価結果

評価結果は、次章の「2 推進方針の具体的内容」に脆弱性評価と推進方針を併記するものとする。また、推進方針に基づき実施する具体的事業については別冊に取りまとめるものとする。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。

また、強靱化施策分野ごとに推進方針を整理した内容は、別紙（巻末に添付）のとおりである。

なお、本計画で設定した30の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位の重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は次のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

1-1-1（初期消火体制の整備）【総務課】

【脆弱性評価】

伊達地方消防組合中央消防署南分署と消防団が連携し消火活動を行っている。

消防団員は日中、町外で勤務する者が多いため、役場職員による班編成及びOB団員による機能別消防団員を確保することで日中の火災に対して消防力強化を図っている。

また、人口が減少している状況で、団員の確保が徐々に難しくなっている。

【推進方針】

分団、部、班の統廃合等による機構改編や人口減少による現状に合わせた体制に見直ししていく。

1-1-2（消防学校の防災教育）【総務課】

【脆弱性評価】

毎年、消防団の班長以上で入校歴のない幹部が消防学校に入校して消防・防災に関する知識を深めている。（初級幹部科）

【推進方針】

初級幹部科以外にも必要に応じて上級幹部科や指揮過程等の教育課程についても入校を促し、防災教育の強化を図る。

1-1-3（自主防災組織の確立）【総務課】

【脆弱性評価】

福田中組及び小島地区の2組織が確立している。

【推進方針】

防災訓練を各地区で実施するとともに、実施した地区を自主防災組織として確立し、自助・共助の意識を高め、地区の防災力向上を図る。

1-1-4（消防団活動の活性化）【総務課】
【脆弱性評価】 消防団員は日中、町外に勤務する者が多いため、役場職員による班編成及びOB団員による機能別消防団員を確保することで日中の火災に対して消防活動の活性化を図っている。
【推進方針】 人口の減少に伴い、定員数の削減や班の統廃合等、現状に合わせた一体感のある活動を行うための環境づくりや体制の見直しを行っていく。

1-1-5（一般住民に対する防災教育）【総務課】
【脆弱性評価】 災害予防運動期間（防災週間等）や災害が発生しやすい時期を重点とし、広く住民に防災知識の普及啓発活動を実施している。また、伊達地方消防組合や消防団等と連携して開催する防災訓練等を通じて、住民に対する防災教育及び啓発を行っている。
【推進方針】 引き続き、災害予防運動期間（防災週間等）や災害が発生しやすい時期を重点とし、広く住民に防災の普及啓発活動を実施する。

1-1-6（防災訓練の積極的開催）【総務課】
【脆弱性評価】 県及び近隣市町村を始めとする関係機関と連携して総合防災訓練を実施している。訓練の開催に当たり多くの住民に参加を呼びかけ、地域防災計画の実効性について検証を行っている。
【推進方針】 あらゆる事態を想定した予防対策事業や応急体制づくりを強化していく必要がある。総合防災訓練を始めとする、地区ごとの防災訓練など、各種防災訓練を積極的に開催し、災害発生時の対応を習熟するとともに、住民の自助・共助の視点に立った防災意識の向上を図る。また、自治会による防災訓練の実施を支援していく。

1-1-7（災害教訓の伝承）【総務課】
【脆弱性評価】 災害記録誌を作成し、全戸配布を実施した。また、広報誌を用いて、災害について伝承している。
【推進方針】 引き続き防災週間等に合わせ、広報誌等で災害教訓を伝承していく。

1-1-8（避難行動要支援者対策の強化）【保健福祉課、総務課】

【脆弱性評価】

本町の高齢化率は 42.9%（令和 4 年 1 1 月現在）と高率であり、そのうち後期高齢者が半数以上を占め、介護認定率も高い状況である。また、令和 3 年 3 月策定の川俣町障がい者基本計画第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画においては、今後身体障がい者は減少、知的障がい者は横ばいで推移するものの、精神障がい者は緩やかに増加することが予想されている。

【推進方針】

町内の介護事業所等 5 か所と福祉避難所としての協定を締結している。今後、施設以外にも要支援者が安心して避難できる福祉避難所の指定を増やす必要がある。

有事において避難行動が速やかに行える体制を整えるために、消防交通係と連携し個別避難計画の策定を推進する。

福祉避難所の指定箇所数				計画名：川俣町地域防災計画			
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	2 か所	3 か所	3 か所	5 か所	7 か所	9 か所	1 0 か所
現状値	1 か所						

1-1-9（社会福祉施設、病院、学校等における避難計画の策定）【保健福祉課、学校教育課】
○社会福祉施設、病院等【保健福祉課】
【脆弱性評価】 社会福祉施設のうち、町指定による施設等については、指定時提出の運営規定中「緊急時の対応・非常災害対策」の項目にて、計画の作成と非常災害対策の内容を確認している。
【推進方針】 指定外社会福祉施設、病院等についても、避難計画を作成し、把握に努める。

○学校等【学校教育課】
【脆弱性評価】 川俣町教育委員会では、平成 26 年 8 月に川俣町教育施設等防災計画を策定しており、これに基づき各学校において毎年避難計画を策定している。
【推進方針】 近年発生している、ゲリラ豪雨等の自然災害の多発化による、観測史上初の急激な増水に伴う河川の氾濫は年々、その様相が変化している。そのため過去の被害などの常識にとられない災害に対応した計画を策定する必要がある。

避難訓練の実施			計画名：川俣町教育施設等防災計画				
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	3 回	3 回	1 ～ 3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
実績値	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回					

※実績値は各学校の実施回数である。

放射線教育の実施			計画名：川俣の教育「シルクプラン」				
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回
実績値	2 回	2 回					

1-1-10（空き家及び空き地発生の抑制と利活用体制の整備）【政策推進課、建設水道課】
【脆弱性評価】 少子高齢化や町外への転出超過による人口減少等に伴い、空き家等が増加している。管理不全となった空き家等が町民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼしており、空き家等発生の抑制と管理不全となった空き家等への対策、その利活用に一体的に取り組む必要性が高まっている。
【推進方針】 所有者等による空き家等の適切な管理の促進と空き家等に対する相談体制を更に充実させ、引き続き空き家等の発生を抑制していく。 また、川俣町空き家等バンクや空き家等の利活用に係る経費の補助などにより、空き家等の利活用を促進することで、移住、定住、地域活性化を図るとともに、災害時に危険を及ぼす空き家等発生の抑制を図る。

1-1-11（一般木造住宅耐震診断の推進）【建設水道課、県】
【脆弱性評価】 大地震等による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「川俣町耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物の耐震化を推進している。 優先的に耐震化を図るべき住宅として旧耐震基準により建築された一般木造住宅の耐震診断の推進を図る。
【推進方針】 「川俣町耐震改修促進計画」の適宜見直しを図り、社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック事業）を活用し、住宅及び特定建築物の耐震化を推進する。 住宅は、町民生活の基盤として重要であり、倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、県及び関係団体との連携を一層強化しつつ、住宅の耐震化に係る取組みを促進していく必要がある。 また、旧耐震基準により建築された、一般木造住宅の耐震診断を一層推進する。

住宅の耐震化率		計画名：川俣町耐震改修促進計画					
年度	令和3年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	96.0%	97.0%
現状値	70.0%						

特定建築物の耐震化率		計画名：川俣町耐震改修促進計画					
年度	平成30年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%
現状値	85.2%						

1-1-12（延焼遮断帯・オープンスペースの整備）【建設水道課】
【脆弱性評価】 広域火災等の発生を未然に防止する観点から、道路、河川等を防災空間又は延焼遮断帯として位置づけ、機能の整備を進める。また、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園、緑地等のオープンスペースの計画的な配置に努める。
【推進方針】 道路、河川等の線的施設と公園等の面的施設を結ぶネットワーク機能の強化に配慮しながら総合的に進める。具体的には、道路は、幹線道路及び都市計画道路の整備の推進、河川は、沿道空間を利用した延焼遮断機能の向上に努め、公園は災害時の避難場所等の機能を有する防災公園として整備を推進する。

1-1-13（不燃性及び耐震性建築促進対策）【建設水道課、県】
【脆弱性評価】 大地震等による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「川俣町耐震改修促進計画」で建築物の耐震化を促進している。
【推進方針】 「川俣町耐震改修促進計画」の適宜見直しを図り、社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック事業）を活用し、建築物の不燃化及び耐震化を促進する。特に旧耐震基準により建築された建築物の不燃化及び耐震化の促進を図る。 また、民間建築物の所有者等に対して広報、啓発に努め、耐震診断、補強等の実施を推進する。 建築物の防火推進として新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき県等の関係機関と連携して指導を行う。既存建築物については、法制度体系を通じ事業の推進を図る。

住宅の耐震化率		計画名：川俣町耐震改修促進計画					
年度	令和3年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	96.0%	97.0%
現状値	70.0%						

特定建築物の耐震化率		計画名：川俣町耐震改修促進計画					
年度	平成30年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%
現状値	85.2%						

1-1-14（公園の長寿命化）【建設水道課】	
【脆弱性評価】 都市公園について、今後の老朽化が進む施設の改修と適切な管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要がある。	
【推進方針】 都市公園は、住民のレクリエーションのための活動場所、環境保全及び景観形成の役割を有する公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であるため、老朽化が進む施設については、「川俣町公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の改修及び適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく。（対象箇所：中央公園、ふれあいポケットパーク）	

長寿命化対策箇所数			計画名：川俣町公園施設長寿命化計画			
年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	15か所	14か所	17か所	12か所	17か所
実績値	21か所					

1-1-15（公営住宅の長寿命化）【建設水道課】	
【脆弱性評価】 公営住宅等の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、適切な点検、修繕、データ管理等を行う必要がある。	
【推進方針】 公営住宅等の需要の見通しを踏まえ、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅等整備事業）を活用し、今後、改善及び維持管理していく公営住宅等について、躯体の長寿命化、福祉対応や居住性向上の改善を図り、良質なストックへ再生していく。	

長寿命化改善対象箇所数			計画名：川俣町公営住宅等長寿命化計画				
年度	平成30年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
実績値	2か所	2か所					

1-1-16 (宅地 (盛土) の耐震化 (大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進)) 【建設水道課】

【脆弱性評価】

大地震等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する必要がある。

【推進方針】

大規模盛土について、第一次スクリーニング抽出を行い、第二次スクリーニング計画を策定し、優先度等を適切に判定することで、第二次スクリーニングを効果的に進める。

第二次スクリーニング計画を策定し、広報等で周知を図り宅地の耐震化、大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推進する。

- ・ 第一次スクリーニング N=30 か所 (完了)
- ・ 第二次スクリーニング計画 N=26 か所 (令和2年度) 計画策定箇所 N=26 か所

1-1-17 (ブロック塀等の安全確保に関する事業の推進) 【建設水道課、県】

【脆弱性評価】

大地震によるブロック塀等の重量塀の倒壊による被害を防止し、避難、消防、救護活動等の妨げとならないよう実態を調査し、危険なものは指導し改善を図る。

小中学校の通学路に面するブロック塀等の現況を調査し、危険箇所の実態把握及び改善に努める。

【推進方針】

「川俣町耐震改修促進計画」の適宜見直しを図り、ブロック塀等の耐震化を推進する。
ブロック塀等の新設及び改修については、県等の関係機関と連携し建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

川俣町ブロック塀等改修支援事業補助金を実施する。

1-1-18（小学校旧校舎を利用した認定こども園の整備）【子育て支援課】

【脆弱性評価】

令和4年4月に社会福祉法人川俣町社会福祉協議会と公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定書を締結し、令和5年4月のかわまた認定こども園開園に向けた準備に取り組んでいる。現在は、老朽化した旧川俣南小学校の既存建物の長寿命化を図るための改修工事を進めている。また併せて、同協議会が認定こども園の開設に伴い策定を進めている「かわまた認定こども園防災計画（仮）」への指導及び助言を行っている。

【推進方針】

第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいて開設される認定こども園は、既存施設（旧川俣南小学校）を利用した建物であるため、開設に際して耐震化や老朽化対策を実施していく。

また現在、旧川俣南小学校が避難所として指定されているが、認定こども園開設後についても引き続き避難所として指定し、強靱化を図る。なお、小学校から認定こども園に変わり、施設利用者が児童から乳幼児になることから、適切に避難ができるよう運営事業者が策定する「かわまた認定こども園防災計画（仮）」を施設利用者に対応させた形に整備するよう指導及び助言を行う。

1-1-19（小中学校における防災及び放射線教育の推進）【学校教育課】
【脆弱性評価】 避難訓練の実施により、知識を身につけ、防災対応力の基礎を養っている。また、小学1年生から各学年に応じた放射線に関する授業を道徳、総合的な学習、学級活動等の時間を通じて実施している。
【推進方針】 自然災害等の様々な危険から児童生徒の安全を守るため、防災教育を通して、授業や避難訓練等を計画的に実施し、児童生徒が危険を予測したり、主体的に行動したりして、社会貢献することができる力を育成する。 原子力発電所事故による災害については、放射線教育を通して町や県の作成した資料等を活用した授業を行い、基礎的な知識を身につけ、児童生徒自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

避難訓練の実施			計画名：川俣町教育施設等防災計画				
年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	3回	3回	1～3回	3回	3回	3回	3回
実績値	2～4回	2～4回					

※実績値は各学校の実施回数である。

放射線教育の実施			計画名：川俣の教育「シルクプラン」				
年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	2～4回	2～4回	2～4回	2～4回	2～4回	2～4回	2～4回
実績値	2回	2回					

1-1-20（学校等施設の整備）【学校教育課】
○学校等施設の老朽化対策 【脆弱性評価】 町立小中学校（全3校）の校舎は、国の耐震基準は満たしているが、昭和49年建築（平成23年耐震補強）の川俣中学校を始めとして、建築から30年を超える施設があることから、その施設の老朽化対策が課題となっている。また、町立幼稚園（5園のうち、令和4年11月現在で福田、川俣及び山木屋幼稚園の3園が休園。）の園舎についても、同様に老朽化対策が課題である。 ○学校施設等の風水害避難所への非対応 【脆弱性評価】 現在、避難所に指定されている小中学校（旧小学校も含む）全7校舎のうち4校舎（川俣小学校及び旧福田、旧川俣南、旧飯坂小学校）が風水害時の避難所として対応しておらず、さらに3校（川俣小学校及び旧川俣南、旧飯坂小学校）が土石流警戒区域、1校（旧福田小学校）が急傾斜特別計画区域に指定されている。 【推進方針】 学校施設の老朽化による機能低下を回避するため、公共施設総合管理計画に基づき適切な維持管理を行い、施設の延命化と機能確保を図る。（個別施設計画は、令和2年度に策定を予定している。） 災害発生時の避難場所となっている学校施設は、安全性やユニバーサルデザインに配慮した防災機能の強化を行う。 令和4年度に小学校5校を再編し、川俣小学校の1校となった。また、令和5年度に幼保連携型認定こども園を開園する予定である。 土石流警戒区域及び急傾斜特別警戒区域に4校（川俣小学校及び旧福田、旧川俣南、旧飯坂小学校）が位置しているため、砂防・治山事業の早期対応が必要である。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-2-1（防災ハザードマップの普及）【総務課】

【脆弱性評価】

令和元年9月に防災マップを発行し、令和元年10月に町内全戸を始め、関係機関に配布し普及を図った。また、転入手続き時に転入者に対しても防災マップを配布している。 令和4年度に改訂版の発行準備をしている。令和5年3月に配布。
--

【推進方針】

令和3年度に町内の広瀬川流域について浸水区域として指定された。指定区域だけでなく、令和元年東日本台風の状況や被害状況等、過去の浸水被害を記載するなど情報の更新及び周知を図る。
--

1-2-2（社会福祉施設、病院、学校等における避難計画の策定）〔再掲〕 【保健福祉課、学校教育課】
○社会福祉施設、病院等【保健福祉課】
【脆弱性評価】 社会福祉施設のうち、町指定による施設等については、指定時提出の運営規定中「緊急時の対応・非常災害対策」の項目にて、計画の作成と非常災害対策の内容を確認している。
【推進方針】 指定外の社会福祉施設、病院等についても、避難計画を作成し、把握に努める。

○学校等【学校教育課】
【脆弱性評価】 川俣町教育委員会では、平成 26 年 8 月に川俣町教育施設等防災計画を策定しており、これに基づき各学校において毎年避難計画を策定している。
【推進方針】 近年発生している、ゲリラ豪雨等の自然災害の多発化による、観測史上初の急激な増水に伴う河川の氾濫は年々、その様相が変化している。そのため過去の被害などの常識にとらわれない災害に対応した計画を策定する必要がある。

避難訓練の実施			計画名：川俣町教育施設等防災計画				
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	3 回	3 回	1 ～ 3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
実績値	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回					

※実績値は各学校の実施回数である。

放射線教育の実施			計画名：川俣の教育「シルクプラン」				
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回
実績値	2 回	2 回					

1-2-3（用排水路の整備）【農林振興課】
【脆弱性評価】 農業用施設の多面的な機能（国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等）の維持及び発揮については地域住民が保全管理を行っていたが、大規模な災害が多くなったことや、町民の高齢化等により荒廃が進んでいる。
【推進方針】 地区要望等を基に、大規模な災害を想定しながら、整備が必要な農業用施設について整備する。地域活動として維持管理を行う場合などは、資材を支給するなどの支援を行う。地域の共同活動として多面的機能支払交付金等の事業を推進していく。

1-2-4（普通河川の整備）【建設水道課】
【脆弱性評価】 大規模災害の発生時において、広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する必要がある。
【推進方針】 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設整備など、地震、洪水等の被害を想定した対策を着実に推進する。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

1-3-1（消防団活動の活性化）〔再掲〕【総務課】
【脆弱性評価】 消防団員は日中、町外に勤務する者が多いため、役場職員による班編成及びOB団員による機能別消防団員を確保することで日中の火災に対して消防活動の活性化を図っている。
【推進方針】 人口の減少に伴い、定員数の削減や班の統廃合等、現状に合わせた一体感のある活動を行うための環境づくりや体制の見直しを行っていく。

1-3-2（急傾斜地、土砂災害警戒区域等の周知）【総務課、県】
【脆弱性評価】 急傾斜地崩壊危険箇所は、地震等により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、住民の生命や財産に大きな被害を与えるおそれがあるため、防災マップや町公式ホームページ等で周知を図る。 がけ崩れ災害が発生すると予想される危険箇所については、引き続き県等の関係機関の協力により急傾斜地事業等の関係機関の協力を得ながら急傾斜地対策事業の促進を図る。
【推進方針】 急傾斜地崩壊危険箇所のがけ崩れ災害発生危険箇所については、引き続き県等の関係機関の協力により急傾斜地対策事業の促進を図る。 危険箇所への標識設置等による住民への周知及び観測体制の推進を図る。 ・急傾斜地施設整備事業 柏崎地内 【事業期間 令和元年度～令和5年度（予定）】 ・急傾斜崩壊危険箇所の基礎調査対象箇所 88 か所 ・急傾斜崩壊危険箇所の区域指定箇所 17 か所

1-3-3（防災ハザードマップの普及）〔再掲〕【総務課】
【脆弱性評価】 令和元年9月に防災マップを発行し、令和元年10月に町内全戸を始め、関係機関に配布し普及を図った。また、転入手続き時に転入者に対しても防災マップを配布している。 令和4年度に改訂版の発行準備をしている。令和5年3月に配布。
【推進方針】 令和3年度に町内の広瀬川流域について浸水区域として指定された。指定区域だけでなく、令和元年東日本台風の状況や被害状況等、過去の浸水被害を記載するなど情報の更新及び周知を図る。

1-3-4（社会福祉施設、病院、学校等における避難計画の策定）〔再掲〕 【保健福祉課、学校教育課】
○社会福祉施設、病院等【保健福祉課】
【脆弱性評価】 社会福祉施設のうち、町指定による施設等については、指定時提出の運営規定中「緊急時の対応・非常災害対策」の項目にて、計画の作成と非常災害対策の内容を確認している。
【推進方針】 指定外の社会福祉施設、病院等についても、避難計画を作成し、把握に努める。
○学校等【学校教育課】
【脆弱性評価】 川俣町教育委員会では、平成 26 年 8 月に川俣町教育施設等防災計画を策定しており、これに基づき各学校において毎年避難計画を策定している。
【推進方針】 近年発生している、ゲリラ豪雨等の自然災害の多発化による、観測史上初の急激な増水に伴う河川の氾濫は年々、その様相が変化している。そのため過去の被害などの常識にとられない災害に対応した計画を策定する必要がある。

避難訓練の実施			計画名：川俣町教育施設等防災計画				
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	3 回	3 回	1 ～ 3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
実績値	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回					

※実績値は各学校の実施回数である。

放射線教育の実施			計画名：川俣の教育「シルクプラン」				
年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
目標値	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回	2 ～ 4 回
実績値	2 回	2 回					

1-3-5（森林保全施策の推進）【農林振興課】
【脆弱性評価】 森林整備や林業生産活動が停滞しており、森林の有する水源涵養^{かん}や山地災害防止などの公益的機能が低下し、豪雨災害等の発生で多数の山腹崩壊により被害が甚大化している。
【推進方針】 間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持しながら森林再生を図る。 森林経営管理制度を活用し、適切に経営や管理が行われていない森林について森林所有者に働きかけを行い、森林の経営や管理を行う。

1-3-6（用排水路の整備）〔再掲〕【農林振興課】
【脆弱性評価】 農業用施設の多面的な機能（国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等）の維持及び発揮については地域住民が保全管理を行っていたが、大規模な災害が多くなったことや、町民の高齢化等により荒廃が進んでいる。
【推進方針】 地区要望等を基に、大規模な災害を想定しながら、整備が必要な農業用施設について整備する。地域活動として維持管理を行う場合などは、資材を支給するなどの支援を行う。地域の共同活動として多面的機能支払交付金等の事業を推進していく。

1-3-7（急傾斜地の整備）【建設水道課】
【脆弱性評価】 急傾斜地崩壊危険箇所は、地震等により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、住民の生命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。 また、がけ崩れ災害が発生すると予想される危険箇所については、県等の関係機関の協力を得ながら急傾斜地対策事業の促進を図る。
【推進方針】 急傾斜地崩落危険箇所のがけ崩れ災害発生危険箇所については、引き続き県等の関係機関の協力により急傾斜地対策事業の促進を図る。 危険箇所への標識設置等による住民への周知及び観測体制の推進を図る。 ・急傾斜地施設整備事業 柏崎地内 【事業期間 令和元年度～令和5年度（予定）】 ・急傾斜地崩落危険箇所の基礎調査対象箇所 88 か所 ・急傾斜崩壊危険箇所の区域指定箇所 17 か所

柏崎地内		事業名：急傾斜地施設整備事業				
年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	50%	60%	70%	80%	90%	100%
現状値	50%					

1-3-8（普通河川の整備）〔再掲〕【建設水道課】
【脆弱性評価】 大規模災害の発生時において、広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する必要がある。
【推進方針】 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設整備など、地震、洪水等の被害を想定した対策を着実に推進する。

1-4 暴風雪及び豪雪等による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-4-1（避難施設への積雪寒冷時を想定した資機材の備蓄）【総務課】

【脆弱性評価】

毛布の備蓄はあるが、積雪寒冷時の備蓄としては不十分であるため、資機材の十分な備蓄及び確保をする必要がある。

【推進方針】

施設の現状の設備を確認し、必要に応じて暖房器具や毛布等の設備や備蓄を図り、灯油等の燃料の確保についても検討する。
--

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給機能の長期停止

2-1-1（住民に対しての備蓄の必要性の啓発）【総務課】

【脆弱性評価】

防災マップ作成時の全戸配布及び転入者に対して防災マップを配布し、備蓄を始めとする防災について啓発を行っている。また、防災に関する各種週間（防災週間等）、月間を重点とし、消防団等と連携し、防災知識の普及啓発活動を実施している。

【推進方針】

防災関連行事や広報誌を用いて、引き続き備蓄を含む災害対策について普及啓発活動を実施していく。

2-1-2（広域的な応援協力体制の整備）【総務課】

【脆弱性評価】

「災害時における相互応援協定」「福島・宮城・山形広域防災応援協定」（33市町村）を締結している。災害時、町はこれらの協定に基づき関係市町村に食料等の供給、必要な資機材の提供、職員の派遣等を要請する。

【推進方針】

大規模災害時に同時に被災する可能性が低い遠方の県外市町村と応援協定の締結を促進する。隣接市町村とも応援協定等を締結するとともに、既存相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。また、災害時に迅速な対応ができるよう、あらかじめ必要な具体策を検討し、準備する。

2-1-3（食料及び生活物資の調達並びに確保）【総務課、政策推進課】
【脆弱性評価】 住民に対し食料、飲料水等の備蓄及び非常持出品の準備の啓発を行っている。 「福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき関係市町村に食料等の供給、必要な資機材の提供、職員の派遣等を要請する。また、炊飯のできない被災者に対して応急的な炊き出しを行う。 地域防災計画においては、食料・生活物資の調達及び確保に向け、食料関係機関や保有業者と食料調達に関する協定を結ぶこととされているが、現在は結ばれていない。災害時に、スムーズな食料・物資の調達及び確保に向けた仕組みづくりが求められる。
【推進方針】 引き続き、備蓄等の災害対策を啓発していく。また、町はローリングストック方式を参考に、非常食や生理用品等備蓄の最適化に努めるとともに、あらかじめ川俣町商工会、卸売、小売業者及び関係機関と協定を締結するなどし、食料及び生活物資の調達に努める。

2-1-4（飲料水の確保）【建設水道課】
○応急給水体制の整備 【脆弱性評価】 非常用飲料水については、給水拠点（配水池、受水池等）における水量の確保及び輸送体制の整備を進めていく必要がある。また、災害時応援協定の締結や自衛隊への災害応援要請による応急給水体制の充実させる必要がある。
【推進方針】 災害時における非常用飲料水の確保と迅速な供給のため、給水拠点の緊急遮断弁や緊急給水所の設置、給水車の配備を検討していく。
○水道施設の耐震化等 【脆弱性評価】 基幹施設、基幹管路等の耐震化及び老朽化対策を促進していく必要がある。
【推進方針】 配水池の耐震化及び老朽化対策を進めるとともに、従来の老朽管の布設替工事を実施していく。

2-1-5（水道施設に係る災害時の緊急支援体制の充実）【建設水道課】
○応急給水体制の整備 【脆弱性評価】 非常用飲料水については、給水拠点（配水池、受水池等）における水量の確保及び輸送体制の整備を進めていく必要がある。また、災害時応援協定の締結や自衛隊への災害応援要請による応急給水体制を充実させる必要がある。 ○水道施設の耐震化等 【脆弱性評価】 基幹施設、基幹管路等の耐震化及び老朽化対策を推進していく必要がある。 【推進方針】 配水池の耐震化及び老朽化対策を進めるとともに、従来の老朽管の布設替工事を実施していく。また、災害時における非常用飲料水の確保と迅速な供給のため、給水拠点の緊急遮断弁や緊急給水所の設置、給水車の配備を検討していく。

管路耐震適合化率			
年度	平成30年度	令和3年度	10年度
目標値	—	—	70.0%
現状値	43.8%	45.1%	

2-1-6（緊急輸送路等の整備）【建設水道課、国、県】
【脆弱性評価】 幹線道路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、人員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路としての役割を担っている。 国道及び県道については、関係機関に道路の整備、補修等の要望を行い、事業の促進を図る。 また、緊急輸送道路等の指定となっている路線の安全かつ円滑な交通を維持する必要がある。 【推進方針】 定期的に町道の道路パトロールを実施し、計画的な維持補修に努める。 町道の道路改良等を促進し、安全かつ円滑な交通の確保に努める。 ・町道新中町・中道線歩道改修事業【平成26年度～令和13年度（予定）】 ・町道西方飯野線道路改良事業【平成26年度～令和17年度（予定）】 ・町道廣町・宮ノ後線道路改良事業【平成29年度～令和8年度（予定）】 ・町道西町線道路改良事業【平成23年度～令和6年度（予定）】 ・町道平場線道路改良事業【平成26年度～令和2年度（完了）】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

2-2-1（生活道路の整備）【農林振興課、建設水道課】

○林道【農林振興課】

【脆弱性評価】

経年劣化による舗装面のひび割れや路肩盛土の荒廃、側溝への土砂や枯葉堆積等により、路面排水が処理できず、林道の崩落等、災害が発生し交通不能となる可能性がある。

【推進方針】

こまめな維持補修が必要であるため、日頃からのパトロールや早期補修を行う。

○町道【建設水道課】

【脆弱性評価】

大規模災害等の発生時において、基幹道路の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避する必要がある。

道路の浸水や土砂崩れによる逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備、維持管理及び更新に取り組む必要がある。

【推進方針】

災害時における安全な道路環境の整備に努める。利用者の利便性及び安全性の向上のため、道路改良等を促進し道路網の整備を図る。

計画的な維持補修に努め、安全かつ円滑な交通の確保を図る。

2-2-2（道路網の整備（町道））【建設水道課】

【脆弱性評価】

大規模災害発生時において、基幹道路の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避する必要がある。また、町道は基幹道路のう回路としての役割があるため、防災及び減災の観点から、計画的に整備する必要がある。

【推進方針】

災害時における安全な道路環境の整備に努める。

利用者の利便性及び安全性の向上ため、道路改良等を促進し道路網の整備を図る。

計画的な維持補修に努め、安全かつ円滑な交通の確保を図る。

- ・町道新中町・中道線歩道改修事業【平成26年度～令和13年度（予定）】
- ・町道西方飯野線道路改良事業【平成26年度～令和17年度（予定）】
- ・町道廣町・宮ノ後線道路改良事業【平成29年度～令和8年度（予定）】
- ・町道西町線道路改良事業【平成23年度～令和6年度（予定）】
- ・町道平場線道路改良事業【平成26年度～令和2年度（完了）】

2-2-3 (橋梁 ^{りょう} の整備)【建設水道課】
【脆弱性評価】 老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。 橋梁の修繕を実施し、緊急輸送路の強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進める必要がある。 N=146橋(全橋)を5年ごとに1回の定期点検を実施する。(平成29年度までに1巡目完了、令和4年度までに2巡目完了、令和9年度までに3巡目完了) 【推進方針】 老朽化した橋梁の増大に伴い、交通の安全性を確保するため予防的な対応を図り、橋梁の長寿命化に対するコスト縮減に努める。 定期点検を実施し、健全度判定に基づき修繕計画を策定し計画的な修繕を図る。 ・畝歩内橋 (平成30年度修繕工事完了) ・菅ノ又橋 (令和元年度修繕工事完了) ・地切橋 (令和2年度修繕工事完了) ・若松橋 (令和3年度修繕工事完了) ・赤坂橋 (令和4年度修繕工事完了)

橋梁定期点検事業		計画名：川俣町橋梁長寿命化修繕計画				
年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	11橋	30橋	30橋	30橋	30橋	28橋
実績値	11橋					

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-1 (自主防災組織の確立)〔再掲〕【総務課】
【脆弱性評価】 福田中組及び小島地区の2組織が確立している。 【推進方針】 防災訓練を各地区で実施するとともに、実施した地区を自主防災組織として確立し、自助・共助の意識を高め、地区の防災力向上を図る。

2-3-2（消防団活動の活性化）〔再掲〕【総務課】
【脆弱性評価】 消防団員は日中、町外に勤務する者が多いため、役場職員による班編成及びOB団員による機能別消防団員を確保することで日中の火災に対して消防活動の活性化を図っている。
【推進方針】 人口の減少に伴い、定員数の削減や班の統廃合等、現状に合わせた一体感のある活動を行うための環境づくりや体制の見直しを行っていく。

2-3-3（消防力の充実）【総務課】
【脆弱性評価】 日中は町外に勤務する消防団員が多いため、役場職員による班編成及びOB団員による機能別消防団員を確保することで日中の火災に対して消防力強化を図っている。
【推進方針】 分団・部・班の統廃合等による機構改革や人口減少による現状に合わせた体制の見直しを図る。

2-3-4（防災資機材の整備）【総務課】
【脆弱性評価】 令和元年度に油圧ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー及び油圧切断機を購入し、各消防団に整備した。また、配布に際し、伊達地方消防組合中央署南分署と連携し、消防団員に対して講習会を実施し、災害時の迅速な対応に備えた。
【推進方針】 頻発化する災害に対応するために必要な資機材を調査し、整備を図る。

2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
-----	---

2-4-1（応援医療体制の整備）【総務課、保健福祉課】
【脆弱性評価】 災害に伴い、多くの負傷者が発生した場合は、医師、医薬品、医療資機材等の不足が生じる可能性があり、町内の医療機関及び県へ必要に応じて協力要請を行う。東日本大震災時は、町内の医療機関へ協力要請を行った。 また、「災害時における相互応援協定」「福島・宮城・山形広域防災応援協定」（33市町村）を締結している。町は、災害時にこれらの協定に基づき関係市町村に食料等の供給、必要な資機材の提供、職員の派遣等を要請する。
【推進方針】 初期医療、救急医療、航法医療、医薬品、医療用品の調達など広域的な応援協力について関係機関と調整し、整備を図っていく。大規模自然災害時に同時に被災する可能性が低い遠方の県外市町村と応援協定の締結を促進する。また、近隣市町村とは応援協定等を締結するとともに、既存相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

2-4-2（防災上重要な施設における防災教育）【総務課、保健福祉課】
【脆弱性評価】 防災訓練等は各施設で実施している。 病院、社会福祉施設等には、災害発生時に自力での避難が困難な人が多く利用していることから、特に多くの人的被害を受けやすいため、管理者に対して研修を行う等の防災教育を徹底する。
【推進方針】 医療機関、福祉施設等における防災教育を支援していく。 災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導、救出、救護等に重点を置いた教育、訓練を定期的実施し、利用者等に対しても、避難方法等についてパンフレット等の活用を促し、理解を得るよう努める。

2-4-3（災害時の医療救護活動についての協定締結）【保健福祉課】
【脆弱性評価】 平成18年に社団法人伊達医師会と災害時における医療救護活動について協定書を締結している。同時に、伊達市、桑折町及び国見町とも締結している。
【推進方針】 今後も伊達医師会や協定を締結している市町と連携して活動していく。

2-4-4（医療救護体制の確立）【保健福祉課、県】
【脆弱性評価】 災害時、県を通して災害派遣医療チームに取り組みを依頼し、災害医療体制の強化を図る。伊達医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、日本赤十字社福島県本部などの関係機関と連携して体制を確立させる必要がある。 また、救護所となる保健センターは、平成10年に新築の建物として開所されているが、築20年以上となり、施設内の劣化（雨漏り、トイレの水漏れ、大雨時に浄化槽に大量の水が流入するとブザーが鳴りやまず停電になる等）が多数見られるため、建物の強化及び修繕が必要となっている。
【推進方針】 災害発生時にすぐに対応できるように、初動体制を確立させる。救護班の編成員や報告内容及び伝達方法を検討する。救護所（町保健センターに設置）の施設内のレイアウト、建物の老朽化について検討し、計画的に対策を行う。

2-4-5（トリアージタグの普及及び啓発）【保健福祉課】
【脆弱性評価】 救護所から収容医療機関への搬送の際は、救護所にて医療救護及び助産救護の介護を行い、トリアージを実施して医療機関へ搬送する必要があるか否かを判断しなければならないが、トリアージの目的、方法等について町民に対し普及啓発できていない。
【推進方針】 災害が発生し多数の傷病者が出た場合のトリアージの意義や方法を町民に対し啓発し、理解や協力が得られるよう広報活動する。医療関係及び保健関係の会議で議論する。また、町職員に対しても、目的、判断方法及びトリアージタグについての理解を深めることができるよう学習や研修の機会を設ける。

2-4-6（医療器具、医薬品、血液等の確保）【保健福祉課、県】
【脆弱性評価】 必要な医薬品及び衛生材料を確保するために調達先の把握に努め、災害時に調達する。現在、マスク、消毒液、手袋等の備蓄がある。 また、県に対し、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づいて、医薬品等の供給要請を行う。血液製剤は、県及び日本赤十字社福島県支部を通して確保する。
【推進方針】 マスク、消毒液、手袋などの衛生材料の備蓄はあるが、各避難所や救護所の必要量について調査し、配置する。

2-4-7（傷病者搬送体制の整備）【保健福祉課】
【脆弱性評価】 災害発生時には、医療救護班を形成して救助活動を行う。また、重傷者の搬送は関係機関と連携し自動車、ヘリコプター等、様々な方法を検討する。
【推進方針】 重傷者の搬送先について、整備する必要がある。町内の医療機関の入院情報を確認するなどして連携を図る。

2-4-8（災害時救急医療情報システムに係る研修・訓練）【保健福祉課】
【脆弱性評価】 県は、平常時において医療機関、消防機関等の中で応需情報の収集及び提供を行う「緊急医療情報システム」の機能を強化し、平成10年4月から県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師等の医療スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムを運用している。災害派遣医療チーム（DMAT）や医療機関に対し、当該システムを利用した定期的な情報の収集及び提供を行う研修や訓練を実施している。
【推進方針】 災害時のシステムの有効利用を図る。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-5-1（防疫体制の確立）【町民税務課、県】

【脆弱性評価】

災害により床上浸水等が発生した場合、被災場所周辺の衛生環境の悪化に伴う感染症の発生及びまん延防止のため、家屋等の消毒、そ族昆虫等の駆除を実施している。特に台風等の大雨による河川の氾濫や内水氾濫時において、浸水被害を受けた家屋等の消毒やそ族昆虫等の駆除を迅速かつ適切に実施されるような体制の確保に努める必要がある。

【推進方針】

川俣町保健委員会や県との連携の下、広報誌やチラシ等により、町民への予防教育を徹底し、町民が自ら実施することを前提としながらも、消毒剤等の計画的な備蓄や消毒作業等の対応に当たる職員の育成により、作業を支援する体制の確保を図る。

2-5-2（感染症対策の整備）【保健福祉課】

【脆弱性評価】

予防接種や感染症対策に関する情報を広報誌等で周知している。

令和2年10月に実施した防災訓練では、関係部署と連携した新型コロナウイルス感染症対策型の防災訓練を行った。また、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等の備蓄を行っている。

【推進方針】

国及び県のガイドライン等を基に対策や備蓄のさらなる整備を図る。また、防災訓練を通じて避難所ごとの特徴を考慮した感染症対策を推進する。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-6-1（避難施設への積雪寒冷時を想定した資機材の備蓄）〔再掲〕【総務課】

【脆弱性評価】

毛布の備蓄はあるが、積雪寒冷時の備蓄としては不十分であるため、資機材の十分な備蓄及び確保をする必要がある。

【推進方針】

施設の現状の設備を確認し、必要に応じて暖房器具や毛布等の設備や備蓄を図り、灯油等の燃料の確保についても検討する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-2-1（業務継続計画の策定）【総務課】

【脆弱性評価】

災害時に役場及び役場職員の被災により、人、物、情報等の利用に制限がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画として平成27年度に業務継続計画を策定した。

【推進方針】

多様化する住民ニーズや社会情勢に対応するため、業務継続計画を随時見直し、改定していく。

3-2-2（広域的な応援協力体制の整備）〔再掲〕【総務課】

【脆弱性評価】

「災害時における相互応援協定」「福島・宮城・山形広域防災応援協定」（33市町村）を締結している。災害時、町はこれらの協定に基づき関係市町村に食料等の供給、必要な資機材の提供、職員の派遣等を要請する。

【推進方針】

大規模災害時に同時に被災する可能性が低い遠方の県外市町村と応援協定の締結を促進する。隣接市町村とも応援協定等を締結するとともに、既存相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

また、災害時に迅速な対応ができるよう、あらかじめ必要な具体策を検討し、準備する。

3-2-3（防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練）【総務課】
【脆弱性評価】 町及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施並びに各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練、講習会、研修会等を開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。
【推進方針】 職場研修、新人研修等の中で職員の教育等を実施していく。

3-2-4（公共施設の耐震診断及び耐震化の推進）【建設水道課】
【脆弱性評価】 大規模災害発生時に、必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる公共施設の耐震性を確保することから、公共施設の耐震診断及び耐震化の推進を図る。現在、役場本庁舎は十分な耐震性があり、町立小中学校施設の耐震化も完了している。
【推進方針】 大規模自然災害等の発生時に応急対策活動の拠点となる公共施設及び不特定多数の者が使用する一定規模以上の施設について耐震化を図る必要がある。 また、公共施設は、川俣町耐震改修促進計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック事業）を活用し、耐震診断を行い、耐震化を必要とする施設については、補強又は改修を図る。 ・中央公民館【耐震補強設計 令和2年度～】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

4-1-1（自家発電設備の確保）【総務課】

【脆弱性評価】

現時点で自家発電設備がある施設は限られている。

【推進方針】

自家発電設備がある施設は限られているが、地区ごとに開設する避難所の優先順位をつけて、優先度の高い施設から計画的に整備するよう検討する。

4-1-2（災害時に必要となる機器・システムの把握と整備）【政策推進課】

【脆弱性評価】

災害等緊急事態発生時においては、国及び県との通信回線、行政情報発信、情報入手のためのインターネット回線の使用、事務処理を行うための庁内ネットワーク回線の使用等、情報や業務の優先順位に応じ、通信環境や稼働状況を監視し、災害等に伴う回線接続やシステム機能が停止に陥った場合でも、業務を継続するために迅速に復旧しなければならない。しかし、十分な備えができていない。

【推進方針】

ネットワーク回線接続、機器構成、システム運用形態等について理論的及び物理的に把握する作業をスケジュール化する。

ネットワーク通信の疎通、機器、システム等の稼働状況について把握する作業をスケジュール化する。

ICT-BCP（ICT業務継続計画）を策定し、復旧対応の順位付け、手順等について整理する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-2-1（防災行政無線（デジタル）の整備）【総務課】

【脆弱性評価】

平成29年度から令和元年度までの間に町内全域に防災行政無線の整備を行った。

【推進方針】

難聴世帯には、戸別受信機を配布し、難聴世帯の解消を図っている。

4-2-2（防災情報通信網の整備）【総務課】

【脆弱性評価】

防災行政無線の整備、エリアメール、町公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINEサービス、Lアラート、テレビ、ラジオ等の活用

【推進方針】

各種コンテンツの充実を図るとともに、Jアラートと防災行政無線の連動を図る。

4-2-3（携帯電話網の整備）【総務課、政策推進課】

【脆弱性評価】

携帯電話不通地域（山木屋地区の一部等）を解消するため、携帯電話運営会社に要望活動を行う。

【推進方針】

携帯電話運営会社に要望活動を行い、携帯電話不通地域の解消を図る。

4-2-4（SNS を活用した積極的な情報発信）【政策推進課】

【脆弱性評価】

現在、町公式ホームページが情報発信の主体となり、SNS（Facebook及びTwitter）はそれを補完する運用となっているが、災害発生時には、公式ホームページのWebサーバーが被害を受けて情報発信が不能となる事態も想定されている。また、Facebook及びTwitterはフォロワー登録数の増加が少なく、手軽さはあるものの、多くの人に災害発生等の情報を十分に発信出来ていないといった課題もある。

【推進方針】

SNSの中でも、既にサービスを提供中のインフォ@かわまたのほか、LINEサービスを活用して必要な災害、避難、行政等の情報を発信できる仕組みについて検討し、構築を図る。

4-2-5（町内主要施設等における Wi-Fi 環境の整備）【政策推進課】
【脆弱性評価】 東日本大震災時に多数の避難者を収容した町内主要施設に対し、防災を目的として Wi-Fi（公衆無線LAN）環境を構築した。しかし、災害発生時にはWi-Fi設備自体が被災し、サービス機能を提供できなくなる可能性がある。
【推進方針】 既存Wi-Fi設備の堅牢性^{ろう}向上を図る。既存Wi-Fi設備が被災した場合でも、簡易的に臨時Wi-Fi環境を提供できる方法について事前に検討し、新たなWi-Fi環境が必要になった際にも迅速な対応が可能となるよう整備を図る。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
--

4-3-1（民間の情報通信の担い手の確保）【総務課】
【脆弱性評価】 民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信構築に備え、タクシー無線取扱業者、MCA 無線を利用する運輸業者等の把握を図っている。
【推進方針】 民間の無線従事者やタクシー無線取扱業者、MCA 無線を利用する運送業者等と災害時協力協定の締結を促進していく。また、無線に限らず、緊急連絡網の作成等を支援していく。

4-3-2（通信手段の周知）【総務課】
【脆弱性評価】 住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人の情報端末の活用方法を周知するとともに、住民等へ避難情報を伝達するために使用する手段について、事前の周知を図る。
【推進方針】 震災、風水害、異常降雨等、様々な災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系、移動系）、災害情報共有システム（Lアラート）、エリアメール、緊急速報メール、登録制メール、Yahoo！との協定による情報発信など多様化を図っている。情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施により、システムの検証と住民への周知を促進する必要がある。

4-3-3（避難行動要支援者名簿の利用及び提供）【総務課、保健福祉課】
【脆弱性評価】 平成 25 年に要支援者名簿として高齢者（高齢者世帯、独居等）、障がい者、寝たきり及びひとり親世帯の情報をまとめた。その後、令和 3 年度からは、要介護 3～5、障害者手帳及び療育手帳保持者の名簿を転出、死亡等の情報と合わせて整理している。難病患者に関しては、市町村への情報提供に同意が得られた方の分のみ、県より年 1 回情報提供がある。
【推進方針】 避難行動要支援者の名簿を整理し、定期的に更新していく。また、関係部署（政策推進課等）や関係団体等と運用（災害等緊急時に重要な居所情報を扱うことが可能な GIS の活用）、共有方法等について関係部署と検討を進める。

4-3-4（新たな情報提供チャンネル（手段）の構築）【政策推進課、総務課】
【脆弱性評価】 町公式ホームページ、SNS（Facebook 及び Twitter）、携帯向け情報サービス（インフォ@かわまた）、防災行政無線といった手段により、災害等の緊急時に情報を提供できる体制を整えているが、通信回線の被災等により情報提供機能不能の事態に陥ることも考えられる。そのため、より多くの情報提供チャンネルを構築し、住民が情報を入手するための選択肢を増やす必要がある。
【推進方針】 既存の情報提供チャンネルの堅牢化を図る。また、防災ラジオ放送など新たな情報提供チャンネルについて検討及び構築を図る。
4-3-5（GIS を用いた要支援者などの居所情報を管理する仕組みの構築）【政策推進課】
【脆弱性評価】 要支援者、急傾斜地、道路、河川等のいわゆる台帳情報は、それぞれの担当部署において管理されており、平常時において横断的に情報連携されていない。しかし、災害等緊急事態発生時には、それら複数の情報を地図上に落とし込み、横断的に情報共有しながら迅速かつ効率的に対応することが求められる。
【推進方針】 地図データと複数の台帳情報を統合的に管理する仕組みを構築する。具体的には、住基情報との連携機能を有した庁内共通の GIS システムを構築し、各担当部署において各種台帳情報を当該 GIS システム上で管理・運用することにより、災害等の緊急時に効率的な情報収集・連携を可能にする。

5 町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

5-1-1（他自治体や流通業界との防災協定の締結）【総務課】

【脆弱性評価】

現在、町は6区市町村（愛知県日進市、栃木県野木町、長野県木祖村、東京都江東区、栃木県真岡市及び香川県三木町）と防災相互協定を締結している。

【推進方針】

災害時の物資の輸送等を円滑に行うため、運送事業者等との協定締結を促進する。
農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定の締結を行っていく。また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害発生時のニーズに応じた物資の調達を進めていく。

5-1-2（店舗及び事業者の経営基盤の強化）【政策推進課】

【脆弱性評価】

本町にも、関連業や異業種が参加する団体はあるものの、機能していない。通常時はもとより災害時における事業者間の情報交換や共有を図る場が求められる。

経済活動の停滞が余儀なくされた際に、経営基盤の強化に係る支援（町合理化資金の融資、信用保証及び利子の一部補助）を実施する。

【推進方針】

業種に関わらず、情報交換や共有を図る場を設置していく。
経済活動の停滞時におけるスムーズな資金繰りに対する支援を実施していく。（融資限度額の増額や信用保証料及び利子の補助額の拡充）

5-1-3（道路網の整備（町道））〔再掲〕【建設水道課】
【脆弱性評価】 大規模災害発生時において、基幹道路の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避する必要がある。また、町道は基幹道路のう回路としての役割があるため、防災及び減災の観点から、計画的に整備する必要がある。
【推進方針】 災害時における安全な道路環境の整備に努める。 利用者の利便性及び安全性の向上ため、道路改良等を促進し道路網の整備を図る。 計画的な維持補修に努め、安全かつ円滑な交通の確保を図る。 ・町道新中町・中道線歩道改修事業【平成26年度～令和13年度（予定）】 ・町道西方飯野線道路改良事業【平成26年度～令和17年度（予定）】 ・町道廣町・宮ノ後線道路改良事業【平成29年度～令和8年度（予定）】 ・町道西町線道路改良事業【平成23年度～令和6年度（予定）】 ・町道平場線道路改良事業【平成26年度～令和2年度（完了）】

5-1-4（橋梁 ^{りょう} の整備）〔再掲〕【建設水道課】
【脆弱性評価】 老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。 橋梁の修繕を実施し、緊急輸送路の強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進める必要がある。 N=146橋（全橋）を5年ごとに1回の定期点検を実施する。（平成29年度までに1巡目完了、令和4年度までに2巡目完了、令和9年度までに3巡目完了）
【推進方針】 老朽化した橋梁の増大に伴い、交通の安全性を確保するため予防的な対応を図り、橋梁の長寿命化に対するコスト縮減に努める。 定期点検を実施し、健全度判定に基づき修繕計画を策定し計画的な修繕を図る。 ・畝歩内橋（平成30年度修繕工事完了） ・菅ノ又橋（令和元年度修繕工事完了） ・地切橋（令和2年度修繕工事完了） ・若松橋（令和3年度修繕工事完了） ・赤坂橋（令和4年度修繕工事完了）

橋梁定期点検事業		計画名：川俣町橋梁長寿命化修繕計画				
年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	11橋	30橋	30橋	30橋	30橋	28橋
実績値	11橋					

5-1-5（民間建築物の耐震化及び不燃化の促進）【建設水道課】	
【脆弱性評価】 大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため「川俣町耐震改修促進計画」で民間建築物の耐震化を促進している。 また、旧耐震基準により建築された民間建築物の耐震化及び不燃化の促進を図っている。	
【推進方針】 「川俣町耐震改修促進計画」の適宜見直しを図り、社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック事業）を活用し、民間建築物の耐震化及び不燃化を促進する。優先的に旧耐震基準により建築された民間建築物の耐震化及び不燃化を促進する。 民間建築物は、経済活動の基盤として重要であり、倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、県及び関係団体との連携を一層強化して耐震化及び不燃化に係る取組みを促進していく。	

住宅の耐震化率		計画名：川俣町耐震改修促進計画					
年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	96.0%	97.0%
現状値	70.0%						

特定建築物の耐震化率		計画名：川俣町耐震改修促進計画					
年度	平成30年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	—	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%
現状値	85.2%						

5-2 食料の安定供給の停滞

5-3 異常渇水等により用水の供給の途絶

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

6-1-1（災害用自家発電設備及び備蓄品の整備）【総務課】

【脆弱性評価】

現時点で自家発電設備がある施設は限られている。

【推進方針】

自家発電設備がある施設は限られているが、地区ごとに開設する避難所の優先順位をつけて、優先度の高い施設から計画的に整備するよう検討する。

6-1-2（災害時の電気、石油、ガス等のエネルギー確保のための体制強化）【総務課】

【脆弱性評価】

大規模災害が発生し、ライフライン設備が被災した場合、広域にわたり電気、石油、ガス等のエネルギーの供給が停止され、必要不可欠なエネルギーの供給ができなくなるおそれがある。

【推進方針】

避難所等のエネルギーが必要不可欠な施設を調査及び把握し、災害時の初期対応や体制について検討していく。また、関係機関や電気、石油、ガス等のエネルギー事業者との協定締結や見直しを行い、連携及び体制強化を図る。

6-1-3（公共施設における省エネルギー化の推進と再生可能エネルギーの導入）
【財政課】
【脆弱性評価】 災害等における電力の安定供給が重要であり、役場を始めとする学校等の一部の公共施設では改修工事等に伴い、太陽光発電システムが導入されている一方、避難所となる多くの施設（公民館、集会所等）では導入されていない。また、再生可能エネルギーを使用した蓄電池等の設置は進められておらず、災害時における電力の安定供給には課題が残っている。 さらに、蓄電による電力供給に限りがあることから、空調や照明の設備改修など施設の省エネルギー化も同時に進めなければならない。
【推進方針】 災害時における避難所や、核となる公共施設において電力の安定供給を図るため、太陽光発電等における再生可能エネルギー発電システムや蓄電池の設置及び省エネ化に向けた空調や照明設備導入など、計画的な施設改修を図る。

6-1-4（公用車の燃料確保）【財政課】
【脆弱性評価】 災害時における現地確認や避難所設置などで現場へ向かう手段となる公用車の燃料の確保については重要である。今後、燃料の供給可能な町内事業所が減少した場合のことを想定し、安定供給の確保に努める必要があると考えられる。
【推進方針】 安定供給が見込めることを燃料単価契約の条件に含める等により、災害時の公用車燃料の確保に努める。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

6-2-1（し尿処理体制の整備）【町民税務課、県】

【脆弱性評価】

大規模災害が発生し、断水やし尿処理施設の被災等によりトイレの使用、速やかな収集及び処理ができなくなった場合、必要に応じて仮設トイレの設置や、近隣市町村の応援を得るため県への支援要請を行っている。特に、被災家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、早急に収集及び処理を行い、公衆衛生の確保と保全に向けた取り組みが必要である。

【推進方針】

大規模自然災害発生時のトイレの適正な管理は、公衆衛生の管理及び保全の面で重要であるため、広報誌やチラシ等により各家庭へ普段から水の汲み置きや防災グッズ（簡易・携帯トイレ等）の備蓄を推進する。また、防疫上の課題となる汲み取り式便槽については、水環境保全という観点からも、町で実施している合併浄化槽設置補助金の活用を周知して合併浄化槽への設置替えの促進を図る。

合併浄化槽設置率			計画名：川俣町生活排水処理基本計画			
年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	-	-	30.1%	31.8%	33.4%	35.0%
現状値	27.6%	28.5%				

6-2-2（水道施設に係る災害時の緊急支援体制の充実）〔再掲〕【建設水道課】
○応急給水体制の整備 【脆弱性評価】 非常用飲料水については、給水拠点（配水池、受水池等）における水量の確保及び輸送体制の整備を進めていく必要がある。また、災害時応援協定の締結や自衛隊への災害応援要請による応急給水体制を充実させる必要がある。
【推進方針】 災害時における非常用飲料水の確保と迅速な供給のため、給水拠点の緊急遮断弁や緊急給水所の設置、給水車の配備を検討していく。
○水道施設の耐震化等 【脆弱性評価】 基幹施設、幹管路等の耐震化及び老朽化対策を推進していく必要がある。
【推進方針】 配水池の耐震化及び老朽化対策を進めるとともに、従来の老朽管の布設替工事を実施していく。

管路耐震適合化率			
年度	平成30年度	令和3年度	10年度
目標値	—	—	70.0%
現状値	43.8%	45.1%	

6-2-3（緊急時給水タンク復旧用資機材の整備）【建設水道課】
【脆弱性評価】 現在、町が所有及び備蓄している応急給水資機材は、車両一体型給水タンク車2.8m^3、車載用1m^3タンク（アルミ製）が1基、500m^3タンク（ポリ製）が3基、応急給水袋（6L）が5,000枚であるが、大規模災害に対応した体制にはなっておらず、輸送体制の整備や応急給水資材の整備及び備蓄を行う必要がある。
【推進方針】 大規模災害の被害想定に基づいた資機材の整備、備蓄及び備蓄倉庫の確保について検討していく。

6-3 陸・海・空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態

6-3-1（道路網の整備（町道））〔再掲〕【建設水道課】

【脆弱性評価】

大規模災害発生時において、基幹道路の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避する必要がある。また、町道は基幹道路のう回路としての役割があるため、防災及び減災の観点から、計画的に整備する必要がある。

【推進方針】

災害時における安全な道路環境の整備に努める。

利用者の利便性及び安全性の向上ため、道路改良等を促進し道路網の整備を図る。

計画的な維持補修に努め、安全かつ円滑な交通の確保を図る。

- ・町道新中町・中道線歩道改修事業【平成26年度～令和13年度（予定）】
- ・町道西方飯野線道路改良事業【平成26年度～令和17年度（予定）】
- ・町道廣町・宮ノ後線道路改良事業【平成29年度～令和8年度（予定）】
- ・町道西町線道路改良事業【平成23年度～令和6年度（予定）】
- ・町道平場線道路改良事業【平成26年度～令和2年度（完了）】

6-3-2 (橋梁 ^{りょう} の整備) [再掲] 【建設水道課】
【脆弱性評価】 老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。 橋梁の修繕を実施し、緊急輸送路の強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進める必要がある。 N=146橋（全橋）を5年ごとに1回の定期点検を実施する。（平成29年度までに1巡目完了、令和4年度までに2巡目完了、令和9年度までに3巡目完了） 【推進方針】 老朽化した橋梁の増大に伴い、交通の安全性を確保するため予防的な対応を図り、橋梁の長寿命化に対するコスト縮減に努める。 定期点検を実施し、健全度判定に基づき修繕計画を策定し計画的な修繕を図る。 ・畝歩内橋（平成30年度修繕工事完了） ・菅ノ又橋（令和元年度修繕工事完了） ・地切橋（令和2年度修繕工事完了） ・若松橋（令和3年度修繕工事完了） ・赤坂橋（令和4年度修繕工事完了）

橋梁定期点検事業		計画名：川俣町橋梁長寿命化修繕計画				
年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標値	11橋	30橋	30橋	30橋	30橋	28橋
実績値	11橋					

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-1-1（砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等に係る点検体制の整備）【総務課、県】

【脆弱性評価】

町は県と連携して余震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害計画区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

【推進方針】

危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておく。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

7-3-1（防災行政無線（デジタル）の整備）〔再掲〕【総務課】

【脆弱性評価】

平成29年度から令和元年度までの間に町内全域に防災行政無線の整備を行った。

【推進方針】

難聴世帯には、戸別受信機を配布し、難聴世帯の解消を図っている。

7-3-2（安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備）【総務課、保健福祉課、原子力災害対策課】

【脆弱性評価】

県地域医療課から配布されたものを町有施設に施錠し、備蓄している。なお、服用時期は県の指示による。

【推進方針】

災害発生前に、職員が服用方法を確認しておく必要がある。避難者名簿により安定ヨウ素の配布が円滑にできる体制を整備する。

また、避難者への広報配布物等の送付を毎月行っており、宛先不明により返送された場合は、登録している携帯電話へ連絡し、状況確認を行っている。今後も状況確認を密に行い避難者等の居所把握を行っていく。

7-3-3（コンクリート屋内退避体制の整備）【総務課、原子力災害対策課】
【脆弱性評価】 令和元年度に行った地域防災計画の改定に伴い、原子力災害対策編を整備し盛り込んだ。しかし、現状では避難計画の策定はできていない。避難計画策定の際には、コンクリート屋内退避についても記載し、周知を図る。
【推進方針】 避難計画を策定するとともに、地域防災計画を適宜改定し、情報の更新を図る。

7-3-4（避難計画の整備）【総務課、学校教育課】
【脆弱性評価】 令和元年度の地域防災計画の改定に伴い、原子力災害対策編を整備し盛り込んだ。しかし、現状では避難計画の策定はできていない。
【推進方針】 避難計画を策定するとともに、地域防災計画を適宜改定し、情報の更新を図る。

7-3-5（避難場所及び避難方法の周知）【総務課、原子力災害対策課】
【脆弱性評価】 令和元年9月発行の防災マップを始めとし、地域防災計画や町公式ホームページに記載している。なお、避難計画は未策定である。
【推進方針】 避難者等へ広報配布物等の送付を毎月行っており、宛先不明により返送されたものについては登録している携帯電話へ連絡し、状況確認を行っている。今後も状況確認を密に行い避難者等の居所把握を行っていく。避難計画を策定した際には、町公式ホームページや広報誌を用いて周知を行う。また、避難場所等の重要な情報については全戸配布も検討し、防災マップの改定の際には、原子力災害についても盛り込み周知を図る。

7-3-6（訓練の実施）【総務課、原子力災害対策課】
【脆弱性評価】 地域活動の縮小などによる訓練等の活動への参加に対する希薄さが目立っている。避難者等の積極的な訓練への参加を促すため、開催通知等の送付により周知を行っていく。 なお、令和2年10月に小綱木地区で台風災害を想定した新型コロナウイルス感染症対策型の防災訓練を実施した。
【推進方針】 防災訓練の定期実施に伴い、地区の自主防災組織を確立し、地域防災力の向上を図る。また、県や関係団体、関係部署と連携し、総合防災訓練や原子力災害等のあらゆる事態を想定した訓練を実施する。

訓練実施回数		計画名：川俣町地域防災計画				
年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回
実績値	0回	0回				

7-3-7（モニタリング体制の整備）【原子力災害対策課】
【脆弱性評価】 原子力規制委員会の総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングを実施している。原子力規制委員会が設置した町内85か所のモニタリングポストによる空間線量率モニタリングを始めとした、福島県環境放射能監視テレメータシステム、局舎型モニタリングポストの設置、自家用農産物・井戸水等の放射能測定（食品モニタリング）等を実施している。これらの測定結果は、放射線モニタリングニュース、町公式ホームページ等で周知している。 また、町では町所有、又は文部科学省貸与等の空間線量計を所有しており、先述のモニタリングポスト以外の場所でも必要に応じて随時計測を行っている。
【推進方針】 今後も、これらのモニタリングを実施するとともに、引き続き放射線モニタリングニュースや町公式ホームページ等で周知していく。 また、食品モニタリング測定器の老朽化に伴う機器の更新を計画的に実施していく。

7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

7-4-1（森林保全施策の推進）〔再掲〕【農林振興課】

【脆弱性評価】

森林整備や林業生産活動が停滞しており、森林の有する水源涵養^{かん}や山地災害防止などの公益的機能が低下し、豪雨災害等の発生で多数の山腹崩壊により被害が甚大化している。

【推進方針】

間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持しながら森林再生を図る。

森林経営管理制度を活用し、適切に経営や管理が行われていない森林について森林所有者に働きかけを行い、森林の経営や管理を行う。

7-4-2（遊休荒廃農地対策の推進）【農林振興課】

【脆弱性評価】

農業者の高齢化や担い手不足による農地の遊休及び荒廃化が進んでおり、農地の多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全及び良好な景観形成）が失われ、大規模な土砂災害等の危険性が高まっている。

【推進方針】

日本型直接支払制度を活用した農地の保全管理や、農地中間管理事業による担い手への農地集約を図ることにより遊休荒廃農地の発生を抑制する。また、荒廃農地を再生し耕作する農業者に対し再生事業に係る経費を補助し、遊休荒廃農地の解消を図る。

7-4-3（農林業の担い手の育成）【農林振興課】
【脆弱性評価】 農業者の高齢化や担い手不足による農地の遊休及び荒廃化が進んでおり、農地の多面的機能（国土保全、水源の涵養、自然環境の保全及び良好な景観の形成）が失われ、大規模な土砂災害等の危険性が高まっている。
【推進方針】 若い世代の農業への新規参入を促進するため、経営が不安定な就農直後（５年以内）に営農資金を交付するとともに、関係機関やJA等と連携したサポート体制の充実を図り、就農後の定着を支援する。「人・農地プラン」の実質化を進め、農地中間管理事業による地域の中心的担い手への農地集約化を図り、効率的で安定的な経営体を育成する。
7-4-4（有害鳥獣被害防止）【農林振興課】
【脆弱性評価】 町内全域において、イノシシ及びニホンザルによる農作物への被害が増加傾向にあり、近年は宅地への侵入及び掘り返しの被害も増えている。鳥獣被害による営農意欲の減退により、耕作放棄地が年々増加しており、農地の水源涵養機能の低下による大規模な地滑りや洪水の危険性が高まっている。
【推進方針】 農作物への被害を軽減するため川俣町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を行うとともに、被害防止柵の設置等の対策を支援する。また、専門家による地域診断や鳥獣被害対策に関する普及啓発を通じて地域住民の対策意識の向上を図る。

8 町及び地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-1（災害廃棄物処理計画の策定及び運用・見直し）【町民税務課、県】

【脆弱性評価】

大規模災害が発生し、災害廃棄物が大量に発生した場合、その都度、廃棄物仮置場を選定し設置を行い、廃棄物仮置場の管理、受入業務、収集運搬業務等を委託し、円滑な処理及び処分に努めている。また、廃棄物処理施設の被災や大量の廃棄物による処理の遅延等に備え、福島県との連携により広域的な処理応援体制を整備している。

いつ発生するか予測できない大規模災害に備えるためには、廃棄物仮置場の設置場所や円滑な処理及び処分のための体制等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。

【推進方針】

大規模自然災害時の大量の災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、廃棄物仮置場の設置場所や円滑な処理及び処分のための体制等について、環境省が策定している「災害廃棄物対策指針」に基づき、福島県災害廃棄物処理計画との整合性を図りながら、「川俣町災害廃棄物処理計画」を策定する。

また、当該計画に基づき、廃棄物処理施設の被災や大量の廃棄物による処理の遅延等に備え、福島県との連携により広域的な処理応援体制を整備する。

なお、国や県の災害廃棄物対策の動向を見ながら、当該計画は随時見直しを図るものとする。

災害廃棄物処理計画の策定			計画名：川俣町災害廃棄物処理計画			
年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	-	-	策定	運用・見直し	運用・見直し	運用・見直し
現状値	策定準備	策定準備				

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-1（広域的な応援協力体制の整備）〔再掲〕【総務課】

【脆弱性評価】

「災害時における相互応援協定」「福島・宮城・山形広域防災応援協定」（33市町村）を締結している。災害時、町はこれらの協定に基づき関係市町村に食料等の供給、必要な資機材の提供、職員の派遣等を要請する。

【推進方針】

大規模災害時に同時に被災する可能性が低い遠方の県外市町村と応援協定の締結を促進する。隣接市町村とも応援協定等を締結するとともに、既存相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

また、災害時に迅速な対応ができるよう、あらかじめ必要な具体策を検討し、準備する。

8-2-2（罹災証明書発行に備えた体制の整備）【総務課】

【脆弱性評価】

罹災証明書の発行体制について、受付及び発行は総務課、罹災判定調査については、町民税務課が行っている。ただし、建物の構造上の損傷を判断する二次調査が必要な場合は建設水道課と連携して調査を実施している。

大規模災害発生時には防災協定を締結している自治体から人的支援を受け、罹災証明書の発行及び調査の体制強化を図っている。

【推進方針】

災害発生時には罹災証明書の発行業務以外にも多数の業務が発生することから現状の体制では人員的に不十分であるため体制の見直しや、災害対応に伴う体制強化を図る。

8-2-3（受援力の強化）【総務課、保健福祉課】
【脆弱性評価】 災害時には、関係団体と協力し、ボランティアを受け入れる体制が取れている。 住民の受援力を高めるための取り組みの支援として町全域の防災マップを作製し、全戸に配布した。また、防災訓練の開催に際して広報誌等で住民の参加を促し、防災力や地域のつながりの強化に努めている。
【推進方針】 関係部署や地域と連携し、さらなる受援力及び地域防災力の強化を図る。 また、町、関係機関及び団体が相互に情報共有、連携、協力などを図り、日頃から地域の人と人とのつながりを築き、地域のボランティアリーダーを育成していく。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-3-1（地域全体における防犯及び防災体制の充実）【総務課】
【脆弱性評価】 犯罪を未然に防止するため、町警察署、消防署及び防犯連絡協議会が連携して巡回等を行う。
【推進方針】 現状の治安を維持するためにはより一層、犯罪の防止及び抑止に努め、引き続き町、警察署、消防署、防犯連絡協議会等が連携して巡回等を行っていく。

8-3-2（地域支えあい体制づくりの推進（地域福祉計画の策定及び実施））【保健福祉課】
【脆弱性評価】 令和3年3月に川俣町地域福祉計画（後期）を策定した。また、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを設置し、地域のつながりを再確認し、地域コミュニティを強化するための事業を推進している。
【推進方針】 地域福祉計画を基に、地域づくりに関する各事業を引き続き推進していく。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-4-1（空き家及び空き地発生の抑制と利活用体制の整備）〔再掲〕【政策推進課・建設水道課】

【脆弱性評価】

少子高齢化や町外への転出超過による人口減少等に伴い、空き家等が増加している。管理不全となった空き家等が町民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼしており、空き家等発生の抑制と管理不全となった空き家等への対策、その利活用に一体的に取り組む必要性が高まっている。

【推進方針】

所有者等による空き家等の適切な管理の促進と空き家等に対する相談体制を更に充実させ、引き続き空き家等の発生を抑制していく。

また、川俣町空き家等バンクや空き家等の利活用に係る経費の補助などにより、空き家等の利活用を促進することで、移住、定住、地域活性化を図るとともに、災害時に危険を及ぼす空き家等発生の抑制を図る。

8-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

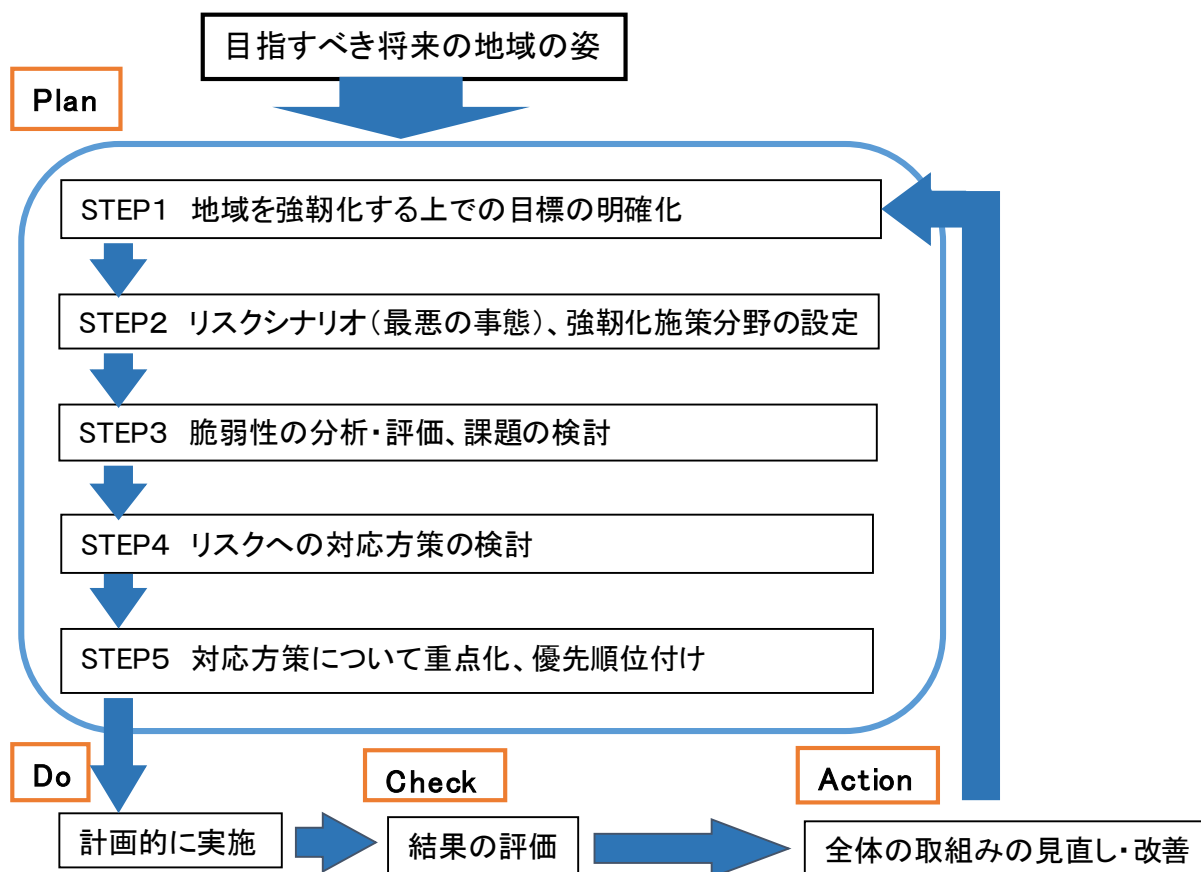
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、川俣町国土強靱化地域計画策定委員会を中心とした体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな町づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCA サイクルによる見直しを適宜行うものとする。



川俣町国土強靱化地域計画（改訂）

令和5年3月

川俣町総務課

〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

電話 024-566-2111（代表）